三類	埼玉県の区域	一九〇円	一七〇円
	静岡県の区域	二六〇円	二三〇円
	京都府の区域	五五〇円	五〇〇円
	奈良県の区域	二七〇円	二四〇円
	埼玉県の区域	三八〇円	三四〇円
	静岡県の区域	三八〇円	三四〇円
	京都府の区域	六四〇円	五八〇円
	奈良県の区域	三四〇円	三一〇円
四類	京都府の区域	七三〇円	六六〇円
	埼玉県の区域	八〇〇円	七二〇円
	京都府の区域	八八〇円	七九〇円
五類	埼玉県の区域	一三〇円	一一〇円
	静岡県の区域	一八〇円	一六〇円
	京都府の区域	三三〇円	三〇〇円
	奈良県の区域	二二〇円	一九〇円
	埼玉県の区域	二七〇円	二三〇円
	静岡県の区域	三〇〇円	二七〇円
	京都府の区域	四五〇円	三八〇円
	奈良県の区域	二四〇円	二〇〇円
六類	京都府の区域	五八〇円	五一〇円
	埼玉県の区域	六四〇円	五六〇円
	京都府の区域	七〇〇円	六二〇円

福岡県	宿毛市 四万十市 土佐清水市 田野町 いの町 仁淀川町 日高村 四万十町
筑紫野市	

○経済産業省告示第百九十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

平成二十六年九月二十四日

経済産業大臣　小渕　優子

災害名	地域	指定の期間
平成二十六年八月豪雨による災害	北海道	平成二十六年七月三十日から平成二十六年十二月二十三日まで
	礼文町	
	京都府	
	福知山市	
	兵庫県	
	神戸市	
	宝塚市	
	丹波市	
	洲本市	
	奈良県	
	十津川村	
	広島県	
	広島市	
	安芸高田市	
	徳島県	
	徳島市	
	阿南市	
	三好市	
	那賀町	
	海陽町	
	東みよし町	
	高知県	
	高知市	
	安芸市	
	土佐市	

○特許庁告示第九号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社みらい知的財産技術研究所から、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年九月二十四日

特許庁長官　伊藤　仁

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第19号（1）	株式会社みらい知的財産技術研究所	東京都新宿区本塩町8番地1パーシモンビル1F
第20号（1）		東京都新宿区本塩町8番地2住友生命四谷ビル3F・6F
第35号		
第43号		

○環境省告示第百一号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十四日

環境大臣臨時代理
国務大臣　小渕　優子

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等

所在地	土地等
福島県南相馬市小高区大富字東畑二百十七	宅地等
福島県南相馬市小高区大富字東畑二百十八	山林
福島県南相馬市小高区大富字東畑二百二十	畑
福島県南相馬市小高区羽倉字君ケ沢百五十五	原野

二　土壌等の除染等の措置の内容

前号に掲げる土地について実施する土壌等の除染等の措置の内容は、次の表の各号上欄に掲げる土地等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるものとする。

土地等	土壌等の除染等の措置の内容
一　宅地等	イ　屋根　堆積物の除去及び拭き取り又はブラシ洗浄 ロ　外壁　拭き取り又はブラシ洗浄